

令和7年度電話でお金詐欺（特殊詐欺）及びSNS型投資・ロマンス詐欺 被害防止・犯罪加担防止対策啓発Web広告配信業務発注仕様書（案）

1 業務の名称

令和7年度電話でお金詐欺（特殊詐欺）及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止
・犯罪加担防止対策啓発Web広告配信業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までの間において、発注者が定める期間で
3回実施（1回の実施期間はおおむね1か月間を目途とする）

3 業務の基本的方針

近年、科学技術の急速な発展に伴って、これらの科学技術を悪用した犯罪の手口が巧妙化しつつ多様化し、それによって引き起こされる被害も加速度的に拡大しており、電話でお金詐欺（特殊詐欺）では、警察官を名のつた者がSNSのビデオ通話を悪用して偽の逮捕状や警察手帳を呈示して信用させた上、資産調査名目などにより多額の現金を振り込ませるオレオレ詐欺が急増しており、SNS型投資・ロマンス詐欺では、政府が「貯蓄から投資」を推奨しているなど、投資環境の変化等を背景に、令和5年下半期以降、投資家や著名人になりすましたSNS上の「偽広告」等によって被害者を誘い込み、SNS上のやり取りで信用させ、金銭をだまし取る詐欺の被害が急増していることから、県民にこれら詐欺の手口を周知させ、抵抗力を高めることが喫緊の課題となっている。

この他にも、SNS上の「高額報酬」等の広告に誘われ、強盗等の凶悪犯罪に加担（いわゆる「闇バイト」）する事案が社会問題化している。

警察官を名のるオレオレ詐欺は、多くの県民が視聴するYouTube等の動画広告などを活用し、「警察官はSNSのビデオ通話で連絡しない」、「お金を振り込ませる要求はしない」、「逮捕状をSNSで見せない」ということを広く県民に周知することが、抵抗力を高める上で効果的だと考えられる。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺やいわゆる闇バイトにおいては、多くの県民が利用するSNS等が犯行ツールとして悪用されており、被害者の約8割は「自分はだまされない」と考えていながら、自らSNSやインターネットの広告や情報へアクセスして被害に遭っている現状を踏まえ、被害対象者が幅広く活用するLINE、Yahoo!、Google等でバナー広告を配信し、LP（ランディングページ：長野県警察公式ホームページ等を想定）に誘導することで効果的な啓発を行い、被害の未然防止を図ることを目的とする。

4 発注する業務の内容

(1) 広告バナー等の作成

広告バナーは、複数のデザイン（電話でお金詐欺（特殊詐欺）、SNS型投資・ロマンス詐欺及び犯罪加担（いわゆる「闇バイト」）防止それぞれ最低3種類）で作成し、各媒体仕様に応じてリサイズを行うこととし、LPで活用可能なバナー画像を併せて作成すること。

各媒体仕様に合わせた複数の広告テキストを作成すること。

広告バナーデザイン、広告テキストの作成に当たり、製作意図や戦略を明示すること。

(2) 広報活用媒体

ア 電話でお金詐欺（特殊詐欺）

動画広告等、高い効果が見込めるものを提案すること。

※広告用の動画は発注者が提供するものとする

- イ SNS型投資・ロマンス詐欺及び犯罪加担(いわゆる「闇バイト」)防止
動画広告等、高い効果が見込めるものを提案すること。
※広告用の動画は発注者が提供するものとする

(3) 広告配信対象者

ア 電話でお金詐欺(特殊詐欺)

長野県内の居住者に対して幅広く発信することとする。

範囲：長野県全域

イ SNS型投資・ロマンス詐欺及び犯罪加担(いわゆる「闇バイト」)防止

長野県内の居住者に対して幅広く発信することとする。

範囲：長野県全域

(4) 広告配信期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)までの間において、発注者が定める期間で3回実施(1回の実施期間はおおむね1ヶ月間を目途とする)。

実施時期については、契約後に協議の上で決定する。

(5) 目標配信数

本業務における広告配信の目標となる数値を設定し、提案すること。

(6) 配信結果等の報告と改善措置

広告配信期間中は、少なくとも1週間を目途に、配信結果(媒体別の表示回数、クリック数等)のレポート提出等を行うこととし、広告配信開始後の進捗から、改善可能な部分があれば、契約期間中に改善策を2回以上提案、実施すること。

また、発注者から要望があった場合は、その都度、配信結果を提出すること。

(7) 参考

具体的な手口内容やその対策等については、発注者と協議するほか、警察庁、長野県警察や長野県が公表する

○ 警察庁公式ホームページ(特殊詐欺対策)

https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.html

○ 長野県警察公式ホームページ(電話でお金詐欺等対策)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/anshin/tokusyu/index.html>

○ 長野県公式ホームページ(防犯)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/anzen/bouhan/index.html>

など、SNS型詐欺被害防止・犯罪加担防止関連の統計資料等を参考とすること。

5 留意事項

- (1) 広告内容は提案内容を基本原則とするが、発注者からの要望があった場合は、可能な範囲で変更すること。

- (2) 制作した広告等は配信前に発注者へその内容の確認を行うこと。

- (3) 広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに発注者へ報告するとともに、発注者の対応指示に従うこと。

【不適切なサイト等の例】

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・公の秩序もしくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・政治性または宗教性のあるもの。
- ・特定の主義主張を目的とするもの。
- ・上記に掲げるもののほか、発注者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。

6 契約保証金

当該業務の契約に際しては、契約者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、長野県財務規則143条に該当する場合は契約保証金を免除する。

7 請負代金

- (1) 請負代金は、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、発注者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行う。
- (2) 請負者は、事業の実施に際して、必要がある場合は、発注者に対し請負代金の100分の30に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

8 業務の委任

請負者は、請負業務の全部又は一部を第三者に委任することはできない。

ただし、部分的な業務についてあらかじめ長野県警察本部長の承諾を得たときは、第三者に委任することは可能である。

9 個人情報の取扱い

請負者が業務を行うに当たり取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等に基づき適正に行うこと。

10 守秘義務

請負者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

11 報告

- (1) 請負者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から5日以内に発注者に提出すること。
- (2) 請負者は、発注業務完了後10日以内に、発注業務完了報告書を発注者に提出すること。

なお、発注業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出すること。

- ・制作したバナーデータ
- ・その他、事業実施が確認できる書類、成果品

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (2) 本業務の実施に当たり、請負者は発注者と十分調整すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、発注者が必要と認めるときは、請負者に業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) 制作する資料が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (5) 本業務により制作される制作物の著作権は発注者に帰属することとし、発注者は事前連絡なく加工及び二次利用できる。

ただし、請負者が従来から権利を有していた請負者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、請負者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できる。納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、請負者は当該既存著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うものとする。

- (6) 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (7) 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。

- (8) 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には利用しないこと。
- (9) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて発注者と請負者が協議の上、定めることができることとする。